重要度 B　　2026.10.30

国連 Codex 食品汚染物質部会第 19 次会期（CCCF 19）は報告書案を採択

（一財）化学研究評価機構
食品接触材料安全センター　石動正和

解説

・2026 年 10 月 23 日、国連 Codex 食品汚染物質部会第 19 次会期（CCCF 19）は報告書案を採択した。この中で、食品用リサイクルプラスチックガイドラインの作業開始が確認された。

・同作業のため、米国が議長を務め、カナダ、EU、日本が共同議長を務める電子作業部会（EWG）を設置する。CCCF 20（2027 年 10 月、オランダ）には CCCF 19 の意見を踏まえ最初のガイドライン案が提案され、2029 年までに暫定採択に向けたガイドラインが取りまとめられると予想される。

Codex「CCCF 19 報告書案」
https://codex.fao.org/restapi/searchMeetingDocument/Draft_Report_e.pdf?lang=en&id=121659

（注：報告書案からリサイクルガイドライン関連部分を抜粋して紹介する）

食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な使用に関するガイドラインの策定(議題 14）[23]

緒言
149. 提案国である米国は、共同提案国であるカナダ、EU、及び日本を代表して本議題を上程した。その際、第 18 回食品汚染物質部会（CCCF 18、2025 年）において、本件が CCCF の所管事項であるとの合意がなされ、食品包装におけるリサイクルプラスチックの食品安全面に関するガイダンスの討議資料を作成し、第 19 回食品汚染物質部会（CCCF 19、2026 年）で検討するよう要請があったことを想起させた。

150. 提案国は、当該検討資料には、背景情報、プロジェクト文書、及び提案するガイドラインの概要が含まれていると説明した。この概要には、投入材及び供給源の管理、リサイクル工程及び技術、移行に関する考慮事項、リサイクル工程の有効性を検証するためのチャレンジテスト、取扱い、及び意図された使用方法、適正製造規範（GMP)、文書化、並びにファンクショナルバリアなどが含まれている。

151. 主導国は、回付文書（CL）2026/60-CF に対して寄せられたコメントを総括し、新たな作業を開始することについて概ね支持が得られたと述べた。また、CL 2026/60-CF に対して寄せられたコメント（文書 CX/CF 26/19/14-Add.1 及び会議関連文書（CRD）に記載）が、CRD 40 として提示された改訂プロジェクト文書に反映されていると説明した。

議論

152. CCCF 19 は、この新たな作業の開始に対し、加盟国及びオブザーバーから幅広い支持が得られたことを確認した。また、国際的にハーモナイズしたガイダンスには、消費者の健康保護、各国・各地域における政策や規制枠組みの策定支援、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な使用の促進、そして不要な貿易上の障壁の回避という価値があることが強調された。

153. 加盟国からは、ガイドラインにおいて、必要に応じて以下の点を検討してはどうかとの提案がなされた：

• 材料としてのリサイクルプラスチックの安全性と意図された使用条件下における最終的な食品接触包装材料の安全性とを明確に区別すること；

• 様々なポリマー及びリサイクルプロセス（但し、全てのポリマー、投入材、又はリサイクル技術が食品接触用途に必ずしも適していることを示唆するものではない）；

• 投入材及び供給源の管理（回収・選別、投入材の組成・起源、原料の品質、不適切な投入材の排除など）；

• トレーサビリティ（投入材及びび供給源の管理の一部、或いは関連文書の一部として、或いは必要に応じて独立した項目として）；

• リサイクル及び除染プロセスの有効性と妥当性確認（適切な試験、潜在的な汚染物質の移行に関する評価、添加剤や分解生成物への配慮など）；

• 適正製造規範（GMP）、プロセス管理、取扱い、及び意図される用途（食品の種類、温度、接触時間など、食品接触に関する関連条件を考慮）；

• 実用的な適合性評価、及びサプライチェーン内の関連主体との連携（不要な貿易上の障壁を回避しつつ）；

• 食品の安全性を確保しつつ、規制の枠組み、技術的能力、リサイクルインフラの差異（特に発展途上国におけるもの）を考慮した、実用的かつ技術的に実行可能なアプローチ；

• 消費者への情報提供及び表示（必要に応じ、但し、Codex 食品表示部会（CCFL）の権限と重複しない範囲で）；及び、

• 各国の規制制度の下で適用される前提条件を説明するための、ケーススタディや具体的な事例の活用。

154. 試験に関して、ある加盟国は、特にポリオレフィンの場合、繰り返しリサイクルされる過程で蓄積する可能性のある添加剤やその分解生成物に対して、チャレンジテストだけでは不十分かもしれないとの見解を示した。他の加盟国からは、チャレンジテストは除染の有効性を評価するための、リスクベースで確立された手法であるとの指摘があった。CCCF は、このより広範な課題については電子作業部会（EWG）で更に検討できることに留意しつつ、プロジェクト文書にチャレンジテストへの言及を残すことで合意した。

155. また、本ガイドラインは、投入材の管理や除染といった食品安全に焦点を当てるものであり、国家的な廃棄物管理システムの構築に関する指針を示すものではないことが明確にされた。

156. 一部のオブザーバーからは、リサイクルプラスチックから有害化学物質が移行する可能性、既存のリスク評価手法の限界、プラスチックリサイクルに関連する環境・持続可能性のクレーム、そして乳幼児向け食品包装への現行のリサイクルプラスチックの適合性について懸念が示された。また、適切なリサイクル材の入手可能性や品質の一貫性には限界があることも指摘された。

157. 幅広い支持が得られたことを踏まえ、CCCF 19 は本新規作業を進めることに合意し、CRD 40 に示された改訂プロジェクト文書を検討した。CCCF 19 は、編集上の修正に加え、以下の点に合意した：
• 当初の名称を維持する。但し、ガイドラインの策定過程において、リサイクルプラスチッ

クの「安全な生産」も包含するよう名称を変更する必要があるかどうかを検討すること；

• プロジェクト文書全体を通じて「メカニカルリサイクル」という用語に統一し、それに応じて「フィジカルリサイクル」という記述を置き換えること；

• 各プロセスがバージンポリマーに近い材料を製造できる能力に関する記述について、リサイクル対象のプラスチック材料を除染する能力に関する記述へ置き換えること；

• 各加盟国の規制枠組み、技術的能力、リサイクルインフラには差異があることを認識しつつ、食品安全要件が損なわれないようにするための記述を追加すること；及び、

• 投入材として使用される「リサイクルプラスチック廃棄物」と、食品包装への使用を目的とした「リサイクルプラスチック」との区別を明確にすること。

158. CCCF 19 は、トレーサビリティ、表示、事例研究、追加的なテストに関する検討事項、及び各国の規制制度下で用いられる前提条件の取扱いといった課題について、ガイドラインの策定過程で更に検討できることを確認した。

159. また CCCF 19 は、Codex 加盟国及びオブザーバー（Codex の既存の仕組みを通じて参加する独立した科学的専門家を含む）が、電子作業部会（EWG）に対して関連する技術的知見を提供できることを確認した。

結論

160. CCCF 19 は、以下の点に合意した：

i. 食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な使用に関するガイドライン策定の新規作業を開始する。但し、これは CAC 50（2027 年）による承認を前提とする；

ii.改訂されたプロジェクト文書を、新規作業として承認を得るため CAC 50 へ送付する（付録 IX）；

iii. 米国が議長を務め、カナダ、EU、日本が共同議長を務める電子作業部会（EWG）を設置する。同作業部会は英語で運営し、CCCF 19 に提出された書面による意見及び同会合での議論を考慮に入れた上で、CCCF 20（2027 年）における検討及び意見提出に向けたガイドラインを作成する；

iv. ガイドラインの策定を更に進めるため、必要に応じて、CCCF 20 の開催直前に作業部会

を招集する可能性を残しておく。

CCCF 20 の議題案の検討
223. 議長補佐は、本会合でなされた全ての決定事項を整理し、次回の会合に向けた議題の概要を提示した。

224. CCCF 19 は、CCCF 20 の議題に含めるべき事項として、関連する議題項目においてなされた決定を確認した。

結論
225. CCCF 19 は、Codex 事務局から提供された情報を確認し、Codex の活動における AI（人工知能）の活用に伴う課題と機会、及びそれらに対処するためのアプローチについて、CCEXEC 91（2027 年）及びその他の委員会に報告することに合意した。

次回の会合の日程及び開催地（議題 22）
226. CCCF 19 に対し、CCCF 20 は 2027 年 10 月にオランダで開催される予定である旨が報告された。最終的な調整は、開催国と Codex 事務局の間で行われる。

227. CCCF 19 は、退任する CCCF 議長サリー・ホッファー博士の貢献を認め、同氏の模範的なリーダーシップと、委員会活動に対する献身的な取組みに対し感謝の意を表した。

Codex サイドイベント「リスクベースの科学を通じた国際的なハーモナイゼーション：「食品包装におけるリサイクル PET（rPET）の利用」2026 年 10 月 21 日
https://codex.sitefinity.cloud/docs/codexlibraries/weblinks/document/cccf19_rpet.pdf

対象者：CCCF 代表団、食品安全規制当局者、Codex 委員会オブザーバー、プラスチック及び包装規制に関与する政策立案者、国際機関の代表者、業界の専門家、並びにリサイクルプラスチック及び食品接触材料に関する技術専門家。

提案の概要
持続可能な包装ソリューションに対する世界的な関心の高まりを受け、食品接触用リサイクルポリエチレンテレフタレート（rPET）の採用が加速している。同時に、規制当局や国際的な基準策定機関は、消費者の健康や食品安全を損なうことなく持続可能性の目標を達成するため、科学的根拠に基づいた枠組みが重要であることを引き続き強調している。

本セッションは、食品包装における rPET の安全な利用を支え、国際的な規制の整合性を更に推進する上で、リスクに基づく科学が果たす役割について、建設的な対話を促進することを目的とする。参加者や専門家は、rPET に関連する現在の科学的アプローチ、規制慣行、技術開発について検討し、公衆衛生の保護と持続可能な貿易の両立に資する、ハーモナイズした基準の策定に向けた道筋を探っている。

食品包装は、食品安全の確保、公正な貿易の支援、そして持続可能性の推進において極めて重要な役割を担っている。科学的根拠に基づく意思決定及びリスク分析に関する Codex 委員会の原則に沿った、透明性が高く、エビデンスに基づいた規制システムは、消費者の信頼を維持しつつ、包装材料の技術革新を可能にする。また本議論では、プラスチックリサイクルの役割や、汚染削減及び食品包装のより持続可能な未来の促進に向けた、2024 年 UNEA における取組みについても焦点を当てる。

セッションの目的
本セッションの目的は以下のとおり：
• 食品接触用 rPET の安全性を評価するための、リスクベースのアプローチへの理解を促進する。
• rPET 材料の認可、監視、品質保証に関する国際的な経験や新たな取組みを共有する。
• 食品包装に使用されるリサイクルプラスチックを対象とした規制枠組みについて、より広範な国際的ハーモナイゼーションに向けた対話を促進する。
• 安全かつ効果的なリサイクルシステムが、持続可能性の目標、循環型経済の取組み、及び資源効率の向上にどのように貢献するかを明らかにする。

提案される形式及び議題
12:30–12:35 |歓迎の挨拶及び導入：モデレーターによる開会の挨拶。本セッションの目的と、食品の安全性及び消費者保護に関する Codex の取組み全体における本セッションの意義について説明する。

12:35–12:45 | 基調講演:「食品接触材料と消費者の安全に向けたリスクベースアプローチ」

本基調講演では、議題 14 の導入として、リサイクルプラスチックの評価における「リスクベースアプローチ」の概要を解説する。
登壇予定者：ローレン・ポズニック・ロビン博士－Codex 食品汚染物質部会米国代表団メンバー

12:45–13:05｜技術プレゼンテーション：「rPET 技術の進歩と国際的な規制アプローチ」

本プレゼンテーションでは、現在の rPET 製造技術、汚染除去及び品質保証プロセス、そして食品グレード用途を支える科学的原則の概要を解説する。また、米国食品医薬品局（FDA）や欧州連合（EU）における、食品接触用リサイクルプラスチックに関する規制アプローチや認可制度の事例を取り上げ検討する。
登壇予定者：ジム・フアン（リサイクルプラスチック及び食品包装の専門家）

13:05–13:25｜パネルディスカッション：「rPET 基準及び安全フレームワークの国際的なハーモナイゼーションに向けて」

以下のトピックについて議論を行う：
- rPET を安全に使用するための主要な規制上の検討事項
- 規制当局及び業界が直面する科学的・技術的課題
- 国際的な協力と整合を図るための機会
- 貿易、持続可能性、及び消費者の信頼を支える上での、規制のハーナイゼーションの役割

モデレーター：エルシャハート・セリム（エンジニア）

13:25–13:30｜閉会の挨拶
昼食の時間には、引き続きインフォーマルな議論やネットワーキングの場を設けている。

期待される成果
本セッションは、以下の点に寄与することが期待される：
- 食品包装における rPET 利用に関連する、科学的及び規制上の検討事項に対する参加者の理解を深める。
- 食品グレードリサイクルプラスチックに関する国際的アプローチや適正規範への認識を高める。
- 科学及びリスク分析の原則に基づき、規制の整合性とハーモナイゼーションを推進するための建設的な対話を行う。
- 公衆衛生を保護し、環境目標を支援する持続可能な包装ソリューションについて、規制当局、国際機関、業界代表者、技術専門家間の連携を強化する。

Codex「汚染物質委員会、実施規範の最終採択に向けた進展を図るとともに、Codex 委員会による承認を求める新規作業提案を前進させる」2026 年 10 月 27 日
https://codex.fao.org/news/news-detail/2026/10/27/cccf19-advances-codes-of-practice-

for-final-adoption-and-new-work-proposals-for-approval-by-cac

エジプトのカイロで開催された第 19 回 Codex 食品汚染物質部会（CCCF）が閉幕した。本会合では、3 つの実施規範が最終採択に向けて前進したほか、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な利用に関するガイドラインなど、新たな作業提案についても合意が得られた。新議長に就任したスザンヌ・ズッターリンは、「非常に大きな進展がありました！」と述べ、建設的な議論や加盟国による積極的な関与、そして全議題における進捗を強調した。同氏にとって、CCCF 議長として素晴らしいスタートとなった。

委員会は、その任務及び「Codex 委員会（CAC）戦略計画 2026-2031」に基づき、CAC 第 48 回会合（2025 年）で新規作業として承認から僅か 1 年で、CAC への最終採択に向けた 3 つの文書を完成させた：
•食品及び飼料におけるトロパンアルカロイド汚染を防止・低減するための新たな実施規範。
•食品及び飼料におけるピロリジジンアルカロイド汚染を防止・低減するための雑草防除に関する実施規範（CXC 74-2014）の改訂。
•乳用動物向けの原材料及び補助飼料におけるアフラトキシン B1 を低減するための実施規範（CXC 45-1997）の改訂。

また、食品中のカドミウム汚染を防止・低減するための統合的な実施規範の策定作業も継続される。これには、米や海藻に関する具体的な規定が含まれるほか、既存の「カカオ豆におけるカドミウム汚染の防止・低減のための実施規範（CXC 81-2022)」も統合される予定であり、必要に応じてカカオ豆に関する個別規定を別添として設けることとしている。2027 年開催の第 20 回 CCCF（CCCF 20）での最終化を目指し、2028 年の CAC による最終承認を視野に入れている。この取組みは、トロパンアルカロイドに関する FAO/WHO 専門家会議の成果や、食品・飼料中の汚染物質に関する Codex 規格の定期的な見直しを踏まえたものであり、汚染物質に関する規格を適切かつ最新の状態に保とうとする CCCF のタイムリーな取組みを示すものである。 CCCF 19 では、マグロ中のメチル水銀、及び乳幼児向け食品を含む特定の穀類・穀類加工品中の総アフラトキシンについて、最大基準値（ML）を見直すよう求めた CAC の決定に対するフォローアップが検討された。これらの見直しは、より広範な地理的範囲をカバーする追加データが得られることを前提として、採択から 3〜5 年以内に行うこととされていた。委員会は、マグロの最大基準値及びそれに関連するサンプリング計画について、2029 年に再検討を行うことで合意した。これにより、各国は現在進行中の研究を完了させるとともに、マグロの各魚種を対象として、総水銀、メチル水銀、およびその他の関連パラメータに関するデータを更に収集することの実現可能性を評価できるようになる。

アフラトキシンに関して、委員会は、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）の事務局を通じてデータ収集の要請を行うことに合意した。これは、対象製品について、既存の最大許容濃度（ML）の一部又は全部を見直す必要性と実現可能性を評価し、新たな ML を設定する必要性と実現可能性を検討するためである。

委員会は、以下の 3 つの提案を Codex 委員会（CAC）に提出し、承認を求めることに合意した：
•食品中のアクリルアミドを低減するための実施規範（CXC 67-2009）の改定。
•ドライフルーツにおけるオクラトキシン A の汚染を防止･低減するための実施規範の策定。
•食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な使用に関するガイドラインの策定。

第 19 回食品汚染物質部会（CCCF 19）は、「食品及び飼料中の汚染物質に関する規格（CXS 193-1995)」における ML の数値的性能基準を、Codex 分析･サンプリング法部会（CCMAS）に送付して承認を求め、その後、CAC による採択を経て、「分析・サンプリング法に関する規格（CXS 234-1999)」に組み入れることに合意した。

また委員会は、アフラトキシン及びオクラトキシン A の ML を遵守する観点から、25 トン以上の特定の香辛料のロット受入規定を明確化した。「食品及び飼料中の汚染物質に関する規格（CXS 193-1995)」に含まれるその他の関連サンプリング計画についても、整合性を確保するために見直しを行うこととした。改定された計画は、第 20 回食品汚染物質部会（CCCF 20）から CCMAS へ送付して承認を求め、その後、CAC による採択へ進む予定である。

更に委員会は、海藻類及び海苔製品に含まれる特定の重金属や海洋生物毒に関する ML の設定に向けた作業を進めることにも合意した。但し、これには各国が自主的に検討資料を作成し、ML 設定の必要性と実現可能性を評価するとともに、利用可能なデータに基づき、その他のリスク管理措置を検討することが前提となる。これらの成果は、Codex 油脂部会（CCFO）及び魚介類部会（CCFFP）からの要請に応えるものである。

これらの成果は、CCFO や CCFFP といった各部会を通じて提起された Codex 加盟国のニーズに対し、CCCF が迅速に対応したことを示している。また、これは、各部会間での協力や要請の受け渡しを可能にする、Codex システムの有効なメカニズムを実証するものである。 CCCF 19 は、JECFA による評価対象となる汚染物質の優先リストに合意しました。今後の作業には、香辛料混合物への ML 適用に関するリスク管理手法の開発、及び ML 開発を支援するためのデータ収集と分析に関するガイダンスの策定が含まれる。委員会は、引き続きレビュー対象となる基準を特定し優先順位付けを行い、JECFA による評価、

FAO/WHO の専門家会議および協議のフォローアップを行う。これらの取組みにより、Codex の汚染物質基準は最新の食品安全動向に沿い、既存および新たな汚染物質に対処し、消費者の健康を守り、食品貿易における公正な慣行を確保する。